

今号の主な内容▶2面：特別定額給付金の申請はお済みですか？/4・5面：元オリンピック選手で清瀬市スポーツ支援員の川本ゆかり氏監修・出演「キラリ☆おうち体操」

一律 **20万円**
1事業者1回まで

市と清瀬商工会が連携し、事業継続の支援を行うための取り組みとして応援金を給付します

申請期間 令和2年9月1日(火)～令和3年1月15日(金)(消印有効)

対象

【共通条件】

- ①清瀬市内に主たる事業所がある中小企業者及びフリーランスを含む個人事業者
- ②申請日時点で、国の「持続化給付金」を申請しておらず、交付対象ではないこと(持続化給付金の要件(令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある等)に該当し申請できる方はそちらを優先して申請してください)
- ③今後も事業を継続する意思を有していること

【個別条件】

- ①令和元年8月以前に創業された事業者
令和2年1月から令和2年12月までの任意の月と前年同月比で売上高が、10%以上50%未満減少した月が1か月間あること
- ②令和元年9月から令和元年12月に創業された事業者(申請日によって前年比較できる場合は①でも可)
令和2年1月から令和2年12月までの任意の月とその月を含む連続する3か月の平均売上高を比較して10%以上50%未満減少していること
- ③令和2年1月から令和2年3月に創業した事業者
令和2年1月から令和2年12月の任意の月の売上高と、創業月から令和2年3月までの平均売上高と比較して10%以上50%未満減少していること
- ④令和2年4月1日から令和2年5月31日までに創業された事業者
創業者支援として、売上高の増減に関わらず対象とします

申請方法

感染予防対策のため、原則郵送で受け付け

申請書に必要事項を記入し、簡易書留などで清瀬商工会〒204-0022 松山2-6-23へ提出
※申請書等は、9月1日(火)以降に市ホームページ及び清瀬商工会のホームページからダウンロードできます。必要書類など詳しくは、市報9月1日号に掲載予定です。

問合せ 清瀬商工会 ☎042-491-6648
産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

新型コロナウイルス感染症対策事業「よろず相談会」

市と清瀬商工会が連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の中小・小規模事業者を支援するために、専門家による各種助成事業の申請などの「よろず相談会」を無料で開催します。前日午前中までの予約制です。☎8月11日から12月22日までの毎週火曜日と12月28日(月)いずれも午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く。1時間制) 清瀬商工会館(松山二丁目) **【相談内容】** 新型コロナウイルス感染症に関連する各種施策及び経営相談など ☎清瀬商工会 ☎042-491-6648

令和2年清瀬市議会第1回臨時議会で議決された主な新型コロナウイルス感染症対策

種類	制度名等	内容	問合せ
給付	清瀬市新生児特別臨時給付金給付事業	令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれた子ども1人あたり10万円給付します。	総務課庶務係 ☎042-497-1819
減免	下水道使用料の減免	令和2年11月検針分から令和3年2月検針分の下水道使用料のうち基本料金を全世帯免除します。	下水道課庶務係 ☎042-497-2531
その他	清瀬エール飯チケット事業	7月に販売した市内飲食店で利用できるプレミアム率50%の「#清瀬エール飯チケット」の第2弾を10月以降に実施予定。詳しくは決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。	産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052
その他	GIGAスクール構想事業	児童・生徒向けに1人1台のタブレット端末を整備するとともに、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備します。	教育総務課庶務係 ☎042-497-2537

感染防止徹底宣言ステッカーについて



感染防止徹底宣言

新型コロナウイルス
感染拡大防止中

〇〇〇 × × ×

東京都

■ 事業者の皆さんへ ■

東京都では新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、事業を実施していくために、事業者が実施すべき感染防止対策をまとめた業種別のチェックシートを作成しています。チェックシートにある感染防止対策を全て実施して、専用フォームから申請すると「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得することができます。掲示して安心して利用できる店舗であることをPRしましょう。申請方法など詳しくは、東京都防災ホームページをご覧ください。

感染防止対策に利用できる補助金

業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策のための取組にかかる経費には、国の「小規模事業者持続化補助金」(①)、東京都の「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」(②)を活用することができます。申請方法や対象になる内容など詳しくは、右記QRコードからご確認ください。

①



全国商工会
連合会ホ
ムページ

②



東京都中小
企業振興公
社ホ
ムページ

■ 市民の皆さんへ ■

- ◆夜間の繁華街への外出や飲酒を伴う会食目的での外出は控えていただくようお願いします
- ◆高齢者や基礎疾患のある方は重症化リスクが高いことから、「3つの密」を徹底的に回避してください
- ◆1人1人が「感染しない、させない」という意識で十分に注意して行動してください
- ◆店舗などの利用にあたっては、ステッカーのある安心なお店を利用してください

問合せ 東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター
☎03-5388-0567